

久 育 第 4 1 0 号
令和2年5月27日

保護者 各位

久喜市長 梅田 修一

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除等に伴う対応について

日ごろより、本市の保育行政に対して、格別なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

保護者の皆様におかれましては、長期間にわたり新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、多大なるご協力をいただき感謝を申し上げます。

さて、令和2年5月25日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されましたが、本市では引き続き新型コロナウイルス感染症の感染リスクの軽減を図るため、保育所等の利用自粛及びこれに伴う保育料の減免につきましては、下記の期間まで継続して行うことといたしました。

保護者の皆様におかれましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 対象施設

認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所

2 利用自粛・保育料減免対象期間

令和2年5月31日（日）まで

担当：久喜市保育課 保育係

電話 0480-22-1111（内線 3326, 3328）